

掛川市監査委員告示第1号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第7項の規定に基づき、財政援助団体等監査を実施したので、同条第9項の規定により、別紙のとおり結果を公表する。

令和8年2月16日

掛川市監査委員 杉山 正

掛川市監査委員 山本行男

令和 7 年度

財政援助団体等監査

結果報告書

掛川市監査委員

目 次

1	監査の種類 -----	1
2	監査の対象 -----	1
3	監査の範囲 -----	1
4	監査の期間 -----	1
5	監査の方法 -----	1
6	監査の結果 -----	1
7	意見 -----	2
8	施設の概要 -----	3

1 監査の種類

地方自治法第199条第7項の規定に基づく財政援助団体等に対する監査

2 監査の対象

団体名	掛川市体協・ミズノ・鹿島建物協働体
施設名	掛川市いこいの広場、掛川市安養寺運動公園、掛川市下垂木多目的広場、掛川海洋センター体育館、掛川海洋センター艇庫、大東海洋センター艇庫、大須賀海洋センタープール、掛川市大東総合運動場、掛川市大東北運動場、掛川市大東ビーチスポーツ公園運動場、東遠カルチャーパーク総合体育館、掛川市大須賀運動場
指定期間	平成29年4月1日から令和9年3月31日まで
所管課	生涯学習まちづくり部 文化・スポーツ振興課

3 監査の範囲

令和6年度における公の施設の管理運営に係る出納その他の事務の執行及び管理業務の状況

4 監査の期間

令和7年11月5日から令和8年1月28日まで

5 監査の方法

指定管理者が管理する公の施設の管理運営に係る出納その他の事務が、条例、規則、協定書等に沿って適正に執行されているかに主眼を置き、協定書その他関係書類の検査を行い、所管課及び指定管理者の職員から説明を聴取するとともに、対象施設の現地確認を行った。

6 監査の結果

監査の結果、おおむね適正に処理されているものと認められた。

なお、以下の2点について、今後の運営の改善の参考にされたい。

【指導事項】

(1) 包括協定書第26条第5項によると、指定管理者が掛川市より貸与を受けた備品等の修繕又は更新については、掛川市が行うものとする、とあるが、調書及び支出伝票を確認したところ、所管課所有のトラクターの修理について、指定管理者が修理代金を支払っていた。所管課職員に聴取したところ、指定管理者からの相談を受けた際に、速やかにトラクターを使用する必要があったため、指定管理者が修理を行うことを口頭で決定した、また、今後は、施設運営会等において協議を進めたいとのことであった。さらに、指定管理者に聴取したところ、当該案件

は緊急事態であり、所管課には予算が計上されていないということで、両者協議の上、指定管理者が修理を実施したことであった。

上記を踏まえ、緊急の修理の必要性が発生した場合は、早急に必要性を両者で十分協議するとともに、包括協定書等を確認し対応することや協議内容の議事録を作成することを検討されたい。

(2) 提出された総勘定元帳、支出伝票等の試査を行い、合わせて、会計処理について指定管理者の担当職員にヒアリングを行った。会計については、当該指定管理業務のみを取り扱う通帳にて、12施設ごとに仕訳され、おおむね適正に処理されていた。会計処理については、1人の特定の職員が行っていたが、現在、当該処理を代替できる職員はいないとのことであった。

上記を踏まえ、支払いに係る手続きを明確化し、1人の特定の職員に過度な負担がかかることのないよう配慮するとともに、持続可能な会計処理体制の構築に努められたい。

7 意見

地方自治法第199条第10項の規定に基づき、監査の結果に関する報告に添えて、次のとおり意見を提出する。

【意見】

掛川市体協・ミズノ・鹿島建物協働体は、地方自治法第244条の2第3項の規定に基づき、平成29年4月1日から令和9年3月31日までの10年間にわたり、指定管理者として掛川市内の12のスポーツ施設の管理運営を行っている。協働体を構成する掛川市スポーツ協会は、長年にわたり掛川市のスポーツ振興に多大なる貢献を果たしている団体である。ミズノスポーツサービス株式会社は、全国でのスポーツ施設の管理運営の実績があり、特にトレーニングルーム運営事業での果たす役割は大きい。鹿島建物総合管理株式会社は、東遠カルチャーパーク総合体育館の建設段階から携わり、開業以来、施設管理を担っている。

今回監査の際に訪問した東遠カルチャーパーク総合体育館は、平日の午後においても多くの利用者で賑わっており、大変活気があった。これはひとえに、長年にわたる指定管理者の努力の賜物であると評価する。

包括協定書第8条第2項の業務要求水準の達成状況については、いこいの広場と安養寺運動公園で未達成の項目があった。具体的には、両施設において、「安全対策の満足度」「美観・清潔感の満足度」「施設全体の満足度」が目標値である90%に達していなかった。理由としては、施設の老朽化に対応する修繕や安全対策が講じられていないためであるとのことであった。しかしながら、いこいの広場については、令和6年度後半にテニスコートの人工芝張替工事、令和7年度に多目的広場照明設備改修工事を実施し、順次改善している様子が視察でも見受けられた。

一方、20万円以上の施設の修繕、改修等については、包括協定書第32条によると、原則、掛川市の負担となっているが、いずれが負担するかについては協議事項とされており、協議の上、指定管理者が負担した工事が数件見受けられた。

今後、施設のさらなる老朽化が見込まれる中、修繕や改修の必要な箇所については、利用者の安全確保を第一として、指定管理者と所管課の両者で十分に状況確認や情報共有を図り、優先度を設定し、対策を講じていただきたい。

スポーツ施設の設置目的は、スポーツの振興を図るとともに、市民の健康及び体力を増進させることである。指定管理者は、これらの設置目的を効果的に達成するために、有している能力を十分に発揮していただきたい。

また、所管課は、指定管理者が施設運営を円滑に行えるように協力し、スポーツを通して、市民が豊かで充実した生活が実現できるよう尽力されたい。さらに、利用者の安全性及び利便性、経営状況、社会情勢などを踏まえ、将来的なスポーツ施設の在り方や利用料金の改定についても検討されたい。

以上の監査の結果を踏まえ、指定管理者と所管課がさらに連携して、安全安心を第一に、サービスの向上と、収支的にも健全かつ安定的な施設運営に努めていただくことを期待する。

8 施設の概要

別紙のとおり。

別紙 施設の概要

名称	東遠カルチャーパーク総合体育館	掛川市いこいの広場
所在地	大池2250番地	細谷1686番地
開設年月日	平成15年9月18日	昭和51年4月1日
職員数	正規職員12人、臨時職員31人	正規職員2人、臨時職員14人（兼務）
施設概要	アリーナ、観客席、車椅子席、武道場、弓道場、研修室、プール、トレーニング室、スタジオ、ランニング・ウォーキングコース、託児室、駐車場	野球場、多目的広場、テニスコート、管理棟、駐車場
開館日	1月4日～12月27日（火曜日（休日※を除く。）を除く。） ※国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）第3条各項に規定する休日をいう。以下同じ。	1月4日～12月27日（火曜日を除く。）
開館時間	午前9時～午後9時30分 (プール及びトレーニング室の日曜日及び休日は、午後6時まで)	・野球場：午前6時～午後7時 ・多目的広場：午前6時～午後9時30分 ・テニスコート：午前6時30分～午後9時30分
指定管理期間（共通）	平成29年4月1日～令和9年3月31日	
指定管理料（全体）	令和6年度 170,841,999円 指定管理料・利用料金制度併用制	
施設の収支状況（円） (令和6年度)		
収入	232,082,529	33,045,941
支出	240,444,892	34,770,439
収支差額	△ 8,362,363	△ 1,724,498
利用実績（人）		
令和4年度	267,345	79,402
令和5年度	284,100	84,594
令和6年度	301,468	84,055

掛川市安養寺運動公園	掛川市下垂木多目的広場	掛川市海洋センタースポーツ館・艇庫
淡陽116番地	下垂木2243番地の1	大池2192番地（体育館） 大池2313番地の3（艇庫）
平成3年6月12日	平成12年9月3日	昭和56年9月18日
正規職員2人、臨時職員14人（兼務）	正規職員2人、臨時職員7人（兼務）	正規職員3人、臨時職員1人（兼務）
多目的広場、テニスコート、屋外プール、ゲートボールコート、管理棟、駐車場	芝生広場（サッカー1面）、駐車場	屋内運動場、研修室、駐車場、艇庫
1月4日～12月27日（火曜日を除く。） ・水泳プールは、7月20日～8月31日までの期間内で市長が別に定める日	1月4日～12月27日（月曜日及び火曜日並びに金曜日の午後を除く。）	・体育館：1月4日～12月27日（火曜日（休日を除く。）を除く。） ・艇庫：1月4日～12月27日
・多目的グラウンド：午前6時～午後9時30分 ・テニスコート：午前6時30分～午後9時30分 ・公園管理棟ミーティングルーム：午前9時～午後5時 ・水泳プール：専用使用は午前6時45分～午前8時45分及び午後4時15分～午後6時15分 (日曜日及び土曜日は午前6時45分～午前8時45分) 個人使用は午前9時～午後4時 (日曜日及び土曜日は、午前9時～午後4時及び午後5時～午後8時)	午前8時30分～午後5時	・体育館：午前9時～午後9時30分 ・艇庫：午前9時～午後4時
平成29年4月1日～令和9年3月31日		
令和6年度 170,841,999円 指定管理料・利用料金制度併用制		
23,301,225	5,140,502	13,524,162
25,585,087	5,932,391	13,419,120
△ 2,283,862	△ 791,889	105,042
32,055	18,697	17,882
34,966	19,845	19,875
32,080	16,104	21,312

名称	掛川市大東海洋センター艇庫	掛川市大須賀海洋センタープール
所在地	国安2808番地の15	沖之須1924番地の1
開設年月日	昭和53年11月15日	昭和61年4月8日
職員数	正規職員1人、臨時職員1人（兼務）	正規職員1人、臨時職員1人（兼務）
施設概要	艇庫、会議室、駐車場	屋内プール、駐車場
開館日	1月4日～12月27日	7月20日～8月31日
開館時間	午前9時～午後4時	午前9時～午後8時
指定管理期間（共通）	平成29年4月1日～令和9年3月31日	
指定管理料（全体）	令和6年度 170,841,999円 指定管理料・利用料金制度併用制	
施設の収支状況（円） (令和6年度)		
収入	3,965,900	1,343,700
支出	4,169,182	1,299,735
収支差額	△ 203,282	43,965
利用実績（人）		
令和4年度	193	645
令和5年度	125	656
令和6年度	178	623

掛川市大東総合運動場 掛川市大東ビーチスポーツ公園運動場	掛川市大東北運動場	掛川市大須賀運動場
国安3300番地の1 (運動場) 千浜8572番地の3 (ビーチスポーツ公園)	下土方407番地	西大渕6220番地の1
昭和53年4月1日 (運動場) 平成12年8月1日 (ビーチスポーツ公園)	平成2年4月1日	昭和53年10月1日
正規職員2人、臨時職員2人 (兼務)	正規職員1人、臨時職員1人 (兼務)	正規職員1人、臨時職員1人 (兼務)
野球場、多目的広場、テニスコート、グラウンドゴルフ場、屋外プール、管理棟、駐車場、ビーチスポーツ運動場	多目的広場、テニスコート、管理棟、駐車場	野球場、テニスコート、管理棟、駐車場
・野球場、多目的広場、テニスコート、ビーチスポーツ公園：1月4日～12月27日（月曜日を除く。） ・グラウンドゴルフ場：1月4日～12月27日（月曜日、水曜日及び木曜日を除く。）	1月4日～12月27日（月曜日を除く。）	1月4日～12月27日（月曜日を除く。）
・野球場：午前6時～午後9時30分 ・多目的広場：午前6時～午後7時 ・テニスコート：午前6時30分～午後9時30分 ・グラウンドゴルフ場：午前9時～午後4時 ・ビーチスポーツ公園運動場：午前6時～午後5時	・多目的広場：午前6時～午後7時 ・テニスコート：午前6時30分～午後9時30分	午前6時～午後9時30分
平成29年4月1日～令和9年3月31日		
令和6年度 170,841,999円 指定管理料・利用料金制度併用制		
23,075,123	11,522,659	7,325,730
24,327,893	12,182,840	7,500,328
△ 1,252,770	△ 660,181	△ 174,598
37,412	21,515	4,963
34,022	22,704	5,772
32,647	22,548	5,009